

用語解説 (あいうえお順)

あ行

インフォームドコンセント (Informed Consent)

患者に対する情報の提供と患者の合意。

エイズ (Acquired Immuno Deficiency Syndrome)

後天性免疫不全症候群のこと。HIVに感染することによって（後天性）、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力（免疫）が、正常に働かなく（不全）なることによって発症する様々な病気（症候群）の総称。

HIV (Human Immunodeficiency Virus)

ヒト免疫不全ウイルスのこと。HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳の中に存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわし打ちなどの血液感染によって感染する。HIVは免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、その免疫力が低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

えせ同和行為

「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乘じ、例えば、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で高額の書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為を指す。

これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっている。

NPO (Non Profit Organization)

非営利団体のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体をさす。

なお、こうした団体に簡易な手続で法人格を付与すること等を目的とした特定非営利活動促進法（NPO法）が平成10年（1998年）12月1日に施行された。

か行

完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」の目標テーマとして設定された考え方。障害のある人が社会において、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようになると同時に、社会の他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的・経済的発展によって生まれ出された成果の平等な配分を実現することを意味する。

涵養（かんよう）

水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること。

共生社会

すべての人々が理解をもって共存し、すべての文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会。

享有（きょうゆう）

権利・能力などを、人が生まれながら身につけて持っていること。

グローバリゼーション（Globalization）

これまでの国家や地域などの境界を越えて地球規模で複数の社会とその構成要素の間での結びつきが強くなることに伴う社会における変化やその過程をいう。「地球規模化」

それから、今日では「運輸と通信技術の爆発的な発展や冷戦崩壊後の自由貿易圏の拡大によって、文化と経済の国境にとらわれない貿易が促進すること」をも指すようになった。

憲法週間

日本国憲法が施行された5月3日を記念日とする憲法記念日を中心とした5月1日から7日までの1週間。

公正採用選考人権啓発推進員

職業選択の自由を保障し、すべての人々の就職の機会均等が保障され雇用の促進を図るため、地方労働局が、一定規模以上の事業所等に選任を勧奨している。事業所等における公正な採用選考システムの確立、同和問題などの人権問題に関する正しい理解と知識の徹底、企業内従業員に対する人権研修の計画・実施等を推進する。

国際識字年

非識字の克服を目指す契機となるよう国連が提唱した年、平成2年（1990年）。「平成12年（2000年）までに、世界のすべての人々に文字を」のスローガンの下に、ユネスコが中心となって各国が識字問題に積極的に取り組んでいこうとする国際的な活動の出発の年として位置付けられるもの。

国際疾病分類

各国の代表的な専門家からなる世界保健機構（WHO（World Health Organization））専門家委員会によって決められた疾病分類。WHOは定期的な完全な一覧表の改訂版を刊行している。書名は“疾病、傷害及び死因国際統計分類提要”という。すべての疾患有番号が割り当てられ、17の大分類とおのおのの準分類から構成されている。

国際児童年

児童の権利の保障を目指す契機となるよう国連が提唱した年、昭和54年(1979年)。

国際障害者年

障害のある人の完全参加と平等を目指す契機となるよう国連が提唱した年、昭和56年(1981年)。

国際人権規約

昭和41年(1966年)12月の国連総会で、①経済的、社会的及び文化的管理に関する国際規約、②市民的及び政治的権利に関する国際規約、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書が採択され、その後、平成元年(1989年)に④市民的及び政治的権利に関する国際規約の死刑の廃止を目標とする第2選択議定書が採択された。国際人権規約は、これら四つの条約の総称である。国際人権規約は世界人権宣言とともに、国際連合の人権活動を支える基本文書である。我が国は、①及び②の両規約について、昭和54年(1979年)6月に批准し、同年9月に効力を発生したが、③及び④の両選択議定書については批准していない。

国際婦人年

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。昭和50年(1975年)。

雇用・労働条件

勤労者がその能力と経験を生かしながら、健康で安心して働くことができるよう労働関係法令に規定された雇用・労働環境の整備に係る条件。

さ行

参加型学習

講義形式などの知識伝達型の学習に対して、指導者と学習者、学習者向上のコミュニケーションを取り入れるなど、学習者の主体的な学びを引き出す中で、お互いの気付きや考えを共有しながら、知識や技能、意欲を高めていくとする学習。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

平成元年(1989年)11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。我が国は、平成6年(1994年)4月に批准している。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権擁護推進審議会の答申を受け、平成12年（2000年）12月、人権教育、啓発をすることを目的として制定された法律。

人権教育のための国連10年

平成6年（1994年）の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められた。これを受け、国においては、平成7年（1995年）12月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年（1997年）7月には、国内行動計画を策定。

人権教育のための世界プログラム

平成7年（1995年）から取り組まれてきた「人権教育のための国連10年」が平成16年（2004年）末で終了することを受けて、平成16年（2004年）12月10日に開催された第59回国連総会で、引き続き世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界プログラム」を平成17年（2005年）1月1日から開始することを全会一致で採択。

人権強調月間

鹿児島県と霧島市では、同和対策審議会答申が出された8月を「人権啓発強調月間」と定め、人権啓発活動を集中的に実施して、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権週間

昭和23年（1948年）、第3回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権尊重の理念

自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと。

人権という普遍的文化

人権についてお互いに理解し、尊重し合うことを、暮らしの中の一つの文化（人権文化）とすること。

人権擁護委員

市町村長が法務大臣に対し、市町村議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱する。人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されないように監視し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を探るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることがその使命とされている。

人権擁護施策推進法

平成9年（1997年）に人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備しつつ、人権の擁護に資することを目的とし、5年間の时限立法として制定された法律。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、平成11年（1999年）7月に人権教育・啓発の基本的事項について、平成13年（2001年）5月には人権が侵害された場合における人権救済制度の在り方について、それぞれ答申が出された。

ストーカー行為

つきまとい等（特定の人に対する好意の感情又は怨恨の感情を充足する目的で、その人又は社会生活上その人と密接な関係の人に、つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け等法律に定める類型の好意をすること）を反復してすること。

性自認

人間は、自分の性が何であるかを認識しており、多くの場合は確信している。その確信のことを性自認という。

性別適合手術

Sex Reassignment Surgery(SRS)、又は Gender Reassignment Surgery(GSR)の訳語であり、性別再割当手術とも約される。性自認に合わせて、外科的手術により外性器などの形態を変更することを意味する。一般的には性転換手術（Sex-Change Operation）と言われているが、日本精神神経学会の正式誤訳としては「性別適合手術」を用いるようになっている。

世界エイズデー

昭和63年（1988年）に世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、エイズに関する啓発活動等の実施を提倡して12月1日を設定。

世界人権宣言

昭和23年（1948年）12月に国連第3回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

世界保健機構（WHO, World Health Organization）

世界中の人々の、最高水準の健康維持を目的として設立された国連の専門機関。

た行

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

男女共同参画社会基本法

平成11年（1999年）、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

昭和61年（1986年）、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保と女性労働者の妊娠中及び出産後の健康の確保を目的として制定された法律。平成9年（1997年）にセクシュアル・ハラスメントに関する事業主の配慮義務等を盛り込んで一部改正（平成11年（1999年）4月より施行）。

同化政策

力を持つ民族が、弱い民族（もしくは集団）に対して自らの文化伝承を受け入れるよう強いる政策をいう。

同和対策事業特別措置法

昭和44年（1969年）に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。

同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、昭和40年（1965年）8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

ドメスティック・バイオレンス (D V, Domestic Violence)

配偶者など親密な関係にある者からの身体に対する暴力、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

な行

ノーマライゼーション (Normalization)

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害のある人の福祉の重要な理念。

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を備えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

は行

バリアフリー (Barrier Free)

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障害の除去を言うことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている文化・情報面、制度面、意識面等の障壁の除去という意味でも用いられる。

ハンセン病

明治6年（1873年）にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を使用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

ハンセン病元患者の宿泊拒否問題

平成15年（2003年）11月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、国立療養所の入所者が宿泊を申し込んだ熊本のホテルから宿泊を拒否されたという事実が発生したという問題。

プロバイダ等

プロバイダ責任制限法では、「特定電気通信役務提供者」として、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者を規制対象としており、いわゆるプロバイダ（ISP : Internet Services Provider）だけでなく、掲示板を設置するウェブサイトの運営者なども規制の対象とされる。

北京宣言

平成7年（1995年）9月、北京で開催された第4回世界女性会議（女性の地位向上を目的として、国連主催のもとの開かれた会議）では、実質的な男女平等も推進とあらゆ

る分野への女性の全面的参加など38項目から成る「北京宣言」と、貧困、教育、健康、女性に対する暴力、経済、人権などの分野における戦略目標及び行動を提示した「行動綱領」が全会一致で採択された。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において定められた企業等に課せられた障がい者の雇用の割合。

平成16年（2004年）現在

民間企業	1. 8%	(従業員56人以上の企業)
地方公共団体	2. 1%	教育委員会 2. 0%

ま行

マイノリティー (M i n o r i t y)

社会的少数者。人権問題・差別問題で、被差別の立場に置かれている人たちのグループを指します。

マスメディア (M a s s M e d i a)

新聞社、出版社、放送局など、特定少数の発信者から不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段となる新聞、雑誌、ラジオ、テレビ等の媒体（メディア）のこと。

民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行うとともに、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員を兼務する。

メディア・リテラシー (M e d i a L i t e r a c y)

情報を主体的に読み解き活用する力。

門地（もんち）

一般的には家柄（いえがら）と同義。個人的価値よりも家を重視し、家系の継承と永続を尊重する伝統的な日本の社会において、個々の家の過去の社会的勢力を評価基準として家単位になされる社会的格付けをいう。

門地には上位的な家々の位置関係のうち、特に高い評価を与えられた一群の家々の集合体、すなわち門閥（もんぱつ）の意味が含まれている。

や行

ユニバーサルデザイン (U D, Universal Design)

バリアフリーが障害によりもたらされるバリアに対処するという考え方であることに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境、製品などをデザインする考え方。

ら行

リハビリテーション (R e h a b i l i t a t i o n)

障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害のある人のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害のある人の自立と参加を目指す考え方。

リプロダクティブ・ヘルス (R e p r o d u c t i v e H e a l t h)

性と生殖に関する健康。

リプロダクティブ・ライツ (R e p r o d u c t i v e R i g h t s)

性と生殖に関する権利。

労働安全衛生

職場における災害や事故の減少及び防止を図り、労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。

わ行

ワークショップ (W o r k s h o p)

もともとは「作業場」「工房」などの意味。Work（体を動かす）+Shop（自分で作ったものを公開する場）、つまり参加者が意見交換や共同作業を行いながら学習を進める参加・体験型の研修。受身の講義形式とは異なり、参加者自ら積極的に問題意識を持って参加することが望まれている。

世 界 人 権 宣 言

1948年12月10日採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためにには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第 11 条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第 12 条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有する。

第 14 条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自國の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自國においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思是、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各國の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けすことなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に從事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抜粋）

昭和22年5月3日施行

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項については、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべて生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日施行)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかかるがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。